

平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:文部科学省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
文化庁ローカルシステム一式の賃貸借・保守の契約(再リース)	文化庁次長 河村 潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 /東京センチュリーリース株式会社	東京都中央区永代2-20-15 /東京都千代田区神田練馬町3	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計法第29条の3第4項)	文化庁ローカルシステムの賃貸借・保守については、次期更新時期の平成26年6月末まで引き続き利用することから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	3,669,991	-	-	-	平成26年度	平成26年7月以降の次期システムの調達については、一般競争入札により契約している。
独立行政法人日本医療研究開発機構設立準備に伴う事務所の賃貸借	大臣官房会計課長 生川 浩史	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	東京桜田ビル株式会社	東京都港区西新橋1-1-3	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計法第29条の3第4項)	本件は、所属する人数や支障なく業務を実施するため、充足すべき事項について仕様書を定め、虎ノ門、霞ヶ関界隈で賃貸借が可能な空き事務所について、動産業者等から提示を受け、仕様適合するか検討した。結果、仕様を満たす物件は東京桜田ビルのみであった。(随契事前確認公募も実施。)この東京桜田ビルについては東京桜田ビル株式会社が所有しており、賃貸借契約の相手方は東京桜田ビル株式会社以外に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	34,791,120	34,791,120	100%	-	-	-	平成26年度末で賃貸借が終了するため